

第二 煙火消費許可を申請するにあたって

煙火消費許可を申請するにあたっては、火薬類取締法に基づき火薬類消費許可申請書及び火薬類消費計画書を作成して頂く必要がありますが、そのためには、事前に以下の事項について検討しておくことが重要です。

1 申請前に準備する事項

(1) 花火大会の内容の検討

花火大会を計画する場合は、大会の目的・主催者・場所・開催日時・予算・煙火の種類と量・観客数・安全対策等を検討して決める必要があります。

(2) 煙火打揚業者の選定

煙火の消費は、大きな危険を伴うため、煙火打揚業者の選定に当たっては実績、技術能力及び安全管理体制などを十分に配慮し、費用面のみを配慮して業者を選定することのないようにしてください。安全対策には費用がかかることを認識してください。

(3) 各種情報の入手

花火大会の主催者は、煙火打揚業者の協力のもと煙火消費に係る各種の情報（過去の事故事例や各種の基準等）を収集する必要があります。

(4) 保安管理体制の整備

花火大会を円滑に進めるためには、適切な保安管理体制を整備することが重要となります。保安管理に関して、各責任者を以下のとおり定めてください。

ア 煙火消費最高責任者

煙火消費における全てを指揮命令する最高の責任者で、花火大会主催の代表者でもあり「火薬類(煙火)消費許可申請」の代表者ともなる。

イ 煙火消費責任者

煙火消費に係る責任者で、花火大会の進行管理を行う。

ウ 煙火消費連絡責任者

煙火消費に係る実務を行う。東京都をはじめ関係機関との連絡調整に当たる。

エ 煙火打揚業者総括責任者

煙火消費における煙火打揚業者側の最高責任者で、消費の安全確保のための総括管理を行う。

オ 煙火打揚業者現場責任者

煙火打揚の現場責任者で、煙火打揚業者総括責任者の指示に従って進行管理に努め、安全な消費に向け各班担当責任者を指揮する。

複数の煙火打揚業者が煙火の消費に携わる場合は、それぞれ現場責任者を置く。

カ 煙火打揚業者各班担当責任者

それぞれの班の分担業務をよく理解し、安全確保を図りながら煙火打揚従事者を指揮し、煙火の消費を行う。

(5) 煙火消費の中断・中止判断方針の策定

煙火の消費の中断又は中止を決定するための判断方針を主催者の責任で策定しておく必要があります。

(6) 安全教育計画の策定

主催者は、安全な花火大会を実現するために、災害防止等の措置及び緊急時の対応マニュアルなどを策定し、大会関係者に対して安全教育を実施するようにしてください。

(7) 緊急時連絡体制の整備

煙火の消費の際に火災や人身事故等の災害が発生した場合は、緊急かつ的確な対応措置が取れるよう、緊急時連絡体制を定めてください。

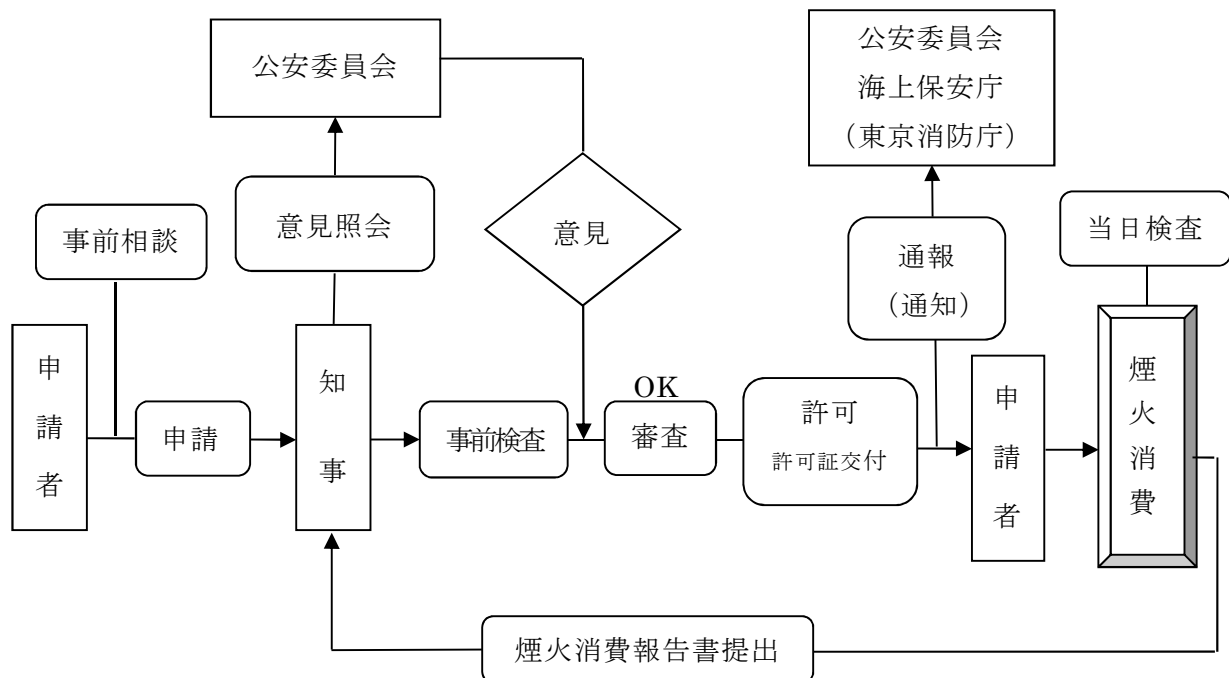
2 火薬類(煙火)消費許可申請の手続

(1) 火薬類(煙火)消費許可申請の根拠

火薬類取締法第25条に基づき、一定規模以上の煙火の消費をしようとする者は、消費地を管轄する知事の消費許可を受けなければならないとされており、消費許可を受けるには火薬類(煙火)消費許可申請書及び消費計画書を知事に提出する必要があります。

なお、消費許可を必要としない煙火消費の規模については、参考資料P67を参照ください。

(2) 火薬類(煙火)消費許可申請手続フロー



(注) 上記フローは、大規模の花火大会におけるフローで、小規模の花火大会ではフローの一部を省略する場合があります。

(3) 申請の方法

ア 申請の時期

大規模な花火大会※の場合(23区及び多摩地区)	消費日の30日前まで ^(注)
小規模な花火大会の場合(23区及び多摩地区)	消費日の15日前まで ^(注)
島しょの場合	消費日の18日前まで ^(注)

(注) 閉庁日は日数から除く。大規模な花火大会は事前相談の期間を含む。

※大規模な花火大会とは、以下のいずれかに該当し、特に保安上の対策が必要と認められる大会である。

- (ア) 同一の消費地において1日に消費する打揚煙火の個数が5,000個以上の場合
- (イ) 打揚煙火の中に直径が30センチメートルを超える玉がある場合
- (ウ) 多数の観客の参加が見込まれる場合

イ 申請の窓口

- (ア) 消費地が23区の場合
東京都環境局環境改善部環境保安課火薬電気担当
電話：03-5388-3553
- (イ) 消費地が多摩地区の場合
東京都多摩環境事務所管理課火薬電気担当
電話：042-523-3515
- (ウ) 消費地が島しょの場合
各島しょを管轄する支庁産業課
 - ・大島支庁 電話：04992-2-4431
 - ・三宅支庁 電話：04994-2-1312
 - ・八丈支庁 電話：04996-2-1113
 - ・小笠原支庁 電話：04998-2-2122

ウ 提出部数

4部、ただし消費地が海上に関わる場合は5部

(4) 申請に必要な書類

関係機関と協議を行い、その結果を踏まえたうえで必要な申請書類を作成してください。

申 請 書 類	必 要 事 項
火薬類（煙火）消費許可申請書 （規則第48条第1項）	代表者の氏名、代表者印
	名称
	事務所所在地・電話番号
	代表者の住所・氏名・年齢・職業
	火薬類の種類及び数量（詳細は別紙）
	消費の目的・場所・日時
	危険予防の方法 ＜記載する項目＞ ・煙火打揚従事者への危険予防の方法 ・観客への危険予防の方法 ・煙火消費の中断又は中止の判断基準 ・煙火消費の終了又は中止後の措置 ・河川敷で煙火を消費する場合の危険予防の方法 ・その他煙火消費の際に必要な危険予防の方法
火薬類（煙火）消費計画書 （規則第48条第1項及び第2項）	タイムスケジュール、煙火消費の中止判断時刻
	煙火消費に関する警備計画
	煙火消費プログラム
	打揚筒等の配置図及び固定方法を示した図
	消費場所付近の見取図（案内図、保安距離・立入禁止区域・立入規制区域等を記載した図面）
	煙火の構造図（筒内部の煙火の状況等）
	火の粉の飛散範囲（小型煙火等）
	煙火製造業者、輸入先、煙火打揚業者
	煙火打揚従事者名簿
その他必要な書類	煙火消費に係る関係機関の手続
	煙火消費保安全管理組織図
	花火大会等連絡体制図
	煙火運搬経路
	承諾書（消費場所が第三者所有の場合）
	誓約書（保安距離内に保安上の支障がないと都が確認した保安物件がある場合）

(5) 関係機関の手続き

ア 花火大会を実施する場合

警察署と消防署へ煙火の打上げ届を提出してください。その際、東京都に許可申請して受理された消費許可申請書の写しを添付して提出してください。

関係機関	管轄警察署 管轄消防署（火災予防条例）
------	------------------------

イ 演出効果用の煙火を消費する場合

劇場等の舞台や客席、スタジオ等で演出効果用の煙火を消費する場合は、消防署に承認申請をしてください。

関係機関	管轄消防署（火災予防条例）
------	---------------

ウ 煙火消費場所が海域以外の水域の場合

東京都水上安全条例による規制があるため、必要な場合には関係機関の許可を受けてください。また、河川敷を使用する場合は河川管理者に一時占用許可申請書を提出してください。

関係機関	管轄警察署（東京都水上安全条例）
	国管理河川 国土交通省各河川事務所 都管理河川 建設局各建設事務所

エ 煙火消費・荷役場所が海域の場合

港則法及び港湾法による規制があるため、必要な場合には関係機関の許可を受けてください。また、係留施設を使用する場合は係留施設使用許可申請書及び使用制限貨物取扱い申請書等を提出してください。

関係機関	東京海上保安部航行安全課（港則法）：03-5564-2022 東京港管理事務所港務課（港湾法）：03-5463-0217 東京港管理事務所ふ頭運営課（東京都港湾管理条例） 海務担当：03-5463-0221 内港地区ふ頭担当：03-5442-5366
------	---

オ 煙火消費場所の付近に空港がある場合

航空法による制限があるため、必要な場合には花火の打上げの許可申請又は通報を行なってください。

関係機関	東京空港事務所航空管制運航情報官：03-5757-3022 調布飛行場管理事務所：0422-34-4840
------	--

カ 薬量600kgを超える煙火を陸上運搬する場合

出発地の警察署の火薬類運搬証明書が必要となるので、運搬届を提出してください。なお、大会の中止等の理由により持ち帰る場合も想定されるので、このことについても、警察署に相談してください。

関係機関	煙火運搬の出発地を管轄する警察署
------	------------------

(6) 消費許可後に申請事項に変更があった場合の手続

ア 消費許可の取り直し

許可取得後、消費許可申請書の記載事項のうち次の事項に変更があった場合は、新たな消費許可の取得が必要となります。

- (ア) 煙火等の種類及び数量
- (イ) 消費の目的
- (ウ) 消費の日時及び場所
- (エ) 危険予防の方法

イ 記載事項変更届を必要とする変更

以下の事項に変更があった場合は、速やかに都知事に記載事項変更届を提出してください。

- (ア) 消費許可申請書の記載事項のうち、次の事項に変更があったとき。

- ・代表者氏名、住所
- ・申請者の名称
- ・事務所所在地、電話番号
- ・職業

- (イ) 消費計画書の記載事項に変更があったとき。

- ・消費の方法（タイムスケジュール、中止判断時刻、警備計画、消費プログラム、打揚筒等の配置図、固定方法、煙火の構造）
- ・煙火製造業者の氏名又は名称
- ・煙火打揚従事者の氏名
- ・消費場所付近の見取図

ウ その他

その他、上記以外の事項に関して変更があった場合は、速やかに変更があった旨を連絡してください。